

第 359 回開発審査会決定  
令和 4 年 2 月 1 日施行

**運用基準 10 ① 里づくりの拠点施設【個別付議基準、包括承認基準】**  
**<里づくり協議会が主体となって設置及び運営する施設>**

**【個別付議基準】**

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成 8 年条例第 10 号。以下、「共生ゾーン条例」という。）第 6 条に規定する人と自然との共生ゾーン整備基本方針に合致している里づくりの拠点施設に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 共生ゾーン条例第 17 条第 1 項により市長に認定された里づくり協議会が主体となって設置及び運営する施設であること。
- 2 施設の用途が次に掲げるいずれかの施設であること。
  - (1) 都市住民と地域住民との交流に資する施設
  - (2) 地元特産物等の供給施設
  - (3) 市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）に基づかない市民向け貸農園（管理施設を含むもの）
  - (4) その他農業の振興、農村の活性化に資する施設（住居系の用途は除く）
- 3 申請地周辺における交通の機能を阻害し交通の安全に支障をきたすことのないよう計画されたものであること。
- 4 施設の規模及び内容に応じて適切な規模の駐車場を確保していること。
- 5 申請地周辺の農村環境及び景観と調和のとれた規模、設計、構造及び外観であること。

**【包括承認基準】**

個別付議基準に該当するもののうち、次に掲げる全ての要件に該当するものについては、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

- 1 予定の建築物が既存建築物の用途を変更するものであり、業務の用に供する部分の床面積が 200 m<sup>2</sup> 以下のもの。なお、既存建築物を増築又は修繕する場合においては、当該施設の管理上又は利用上必要不可欠と認められるものに限り、これにふさわしい規模、構造、設計等のものであること。
- 2 既存建築物の従前敷地の範囲内で行われるものであり、新たに公共施設整備を伴わないもの。